別紙

「航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示」の一部改正について

平成15年10月

1. 改正の背景

航空交通管制区(以下「管制区」という。)は、航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものであり、管制区に指定された空域においては、一定の規制が掛けられると同時に航空管制業務が提供され、航空交通の安全と秩序ある流れを維持し促進しています。

管制業務を提供する空域である管制区は、飛行場の増加やレーダー管制の広がりに伴い順次拡大されてきた結果、日本全土をほぼ覆う形状となったものの、下限高度が7種類に細分化され非常に複雑な空域構成となり、ユーザーにとっては管制区を飛行中であるかどうかの判別がつきにくい状況にあります。(別図1)

一方、国際民間航空機関(ICAO)は、各国が自国の空域について、提供されるサービス・管制間隔の設定・飛行要件等から国際標準に沿った分類を行い公示することで、ユーザーが容易に空域特性を把握できるようにすることを求めています。日本においても、この空域分類の国際標準を導入することがユーザーの空域に対する理解を深め、ひいては航空交通の安全と秩序ある流れの維持、促進に寄与するものと考えられます。

本改正は、現行の複雑な管制区を全面的に見直すことにより簡略化を図り、日本全体の空域を国際標準に準拠して分類し、公示することによりユーザーの空域把握に関する利便性を向上させることを目的とするものです。

2.改正の概要

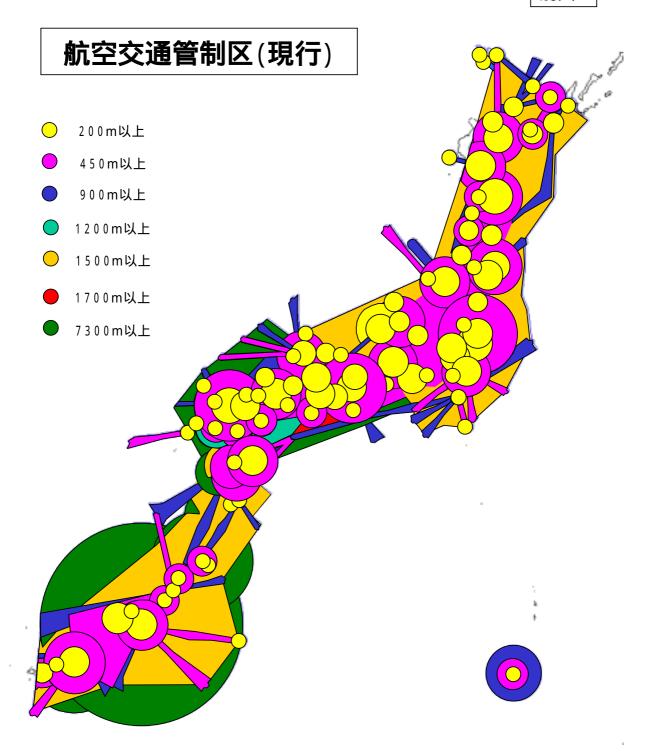
航空交通管制区を以下のとおり改正します。(別図2)

- (1)上限高度を諸外国と同様、60,000フィートとします。
- (2)計器飛行による進入または出発方式が定められている飛行場の標点を中心とする半径 36kmの円内の区域について、地表または水面から200m以上を管制区として指定します。
- (3)進入管制区が指定されている飛行場の標点を中心とする半径72kmの円内の区域について、地表または水面から300m以上を管制区として指定します。
- (4)現行のQNH適用区域をもとに管制区外縁を指定し、その内側の区域について、地表または水面から600m以上を管制区として指定します。

この改正により、国内管制空域は3種類の管制区で構成さることとなり、管制区の把握が容易になります。また、洋上部分の管制区は若干拡大され規制が強化されますが、国土上空については総合的にみて管制区は縮小されることとなり、規制が緩和されます。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布 平成15年12月25日 施行 平成16年 2月19日



別図2

